

札幌市印鑑条例の一部を改正する条例案

令和5年（2023年）9月20日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市印鑑条例の一部を改正する条例

札幌市印鑑条例（平成3年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第12条第3項中「個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書又は同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書」に改め、「に暗証番号その他必要な事項を入力すること」を削る。

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。

（理 由）

証明書等をコンビニエンスストア等の端末機により交付するサービスについて、スマートフォンの活用による交付を新たに開始するに当たり、印鑑登録証明書の新たな交付申請の方法を定めるため、本案を提出する。